

建設業のみなさんへ

(特定建設作業の届出と規制のあらまし)

特定建設作業の実施の届出は

作業開始の「7日前まで」に!

「建設作業に係る指導方針」を遵守し、

工事現場周辺の生活環境の保全を図りましょう!

大阪市環境局

届出手続

1 届出が必要な建設作業（特定建設作業）

「特定建設作業届出一覧表」（P3～P4）を参照してください。

2 届出義務者

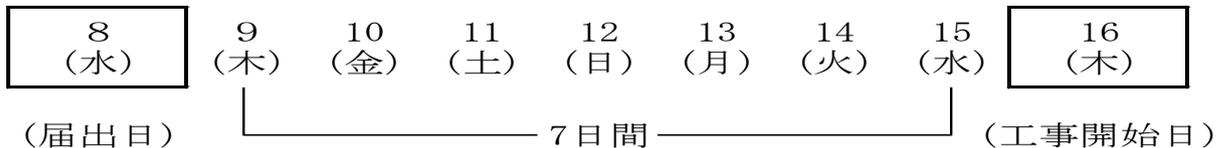
- ・建設工事を施工しようとする元請業者に義務があります。
- ・法人の場合は、代表者（代表権を有する者）が届出者となります。
共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記し、届出を行ってください。

3 届出の提出期限

特定建設作業開始の7日前までに^(注1) 受付窓口に提出するか、郵送にて特定建設作業開始の7日前までに^(注1) 受付窓口に必着するよう投函してください。

（但し、土、日、祝休日および年末年始は閉庁していますので日数に余裕をもって提出または投函してください。）

※届出の提出期限例



(注1) 「7日前までに」とは「中7日をあける」ことを意味します。

(注2) 事務手続き上、原則として受付は特定建設作業開始の2ヵ月前から行います。

4 届出書類

特定建設作業について次の届出書類を作成してください。

記載の方法については記載例を参考にしてください。

(1) 特定建設作業実施届出書（表紙）：作業の「種類ごと」に必要です。

- ・届出書類は環境局ホームページ

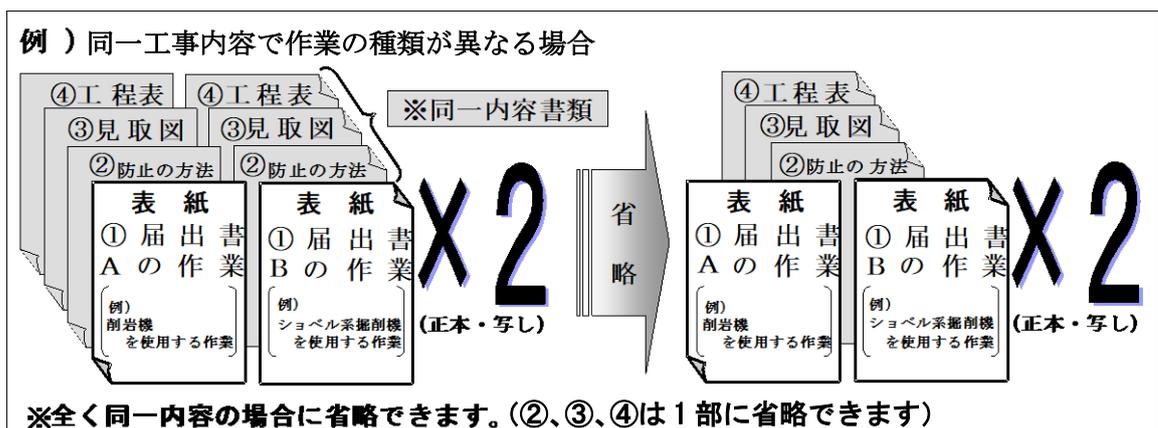
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html>)からダウンロード

するか、各環境保全監視グループにも備えていますので、ご利用ください。

- ・特定建設作業の実施の期間は当該建設工事の特定建設作業の種類ごとに、作業の開始から終了まで一括して提出できます。（工事期間の制限はありません。）

ただし、警察の許可等が必要な工事については、許可証等に記載されている期間とします。

(2) 添付書類：「種類ごと」の作業について作成しますが全く同一内容の場合は、省略できます。



ア 必須書類

- ・騒音・振動の防止方法
- ・周辺の状況の見取図（工事現場等を明記）
- ・特定建設作業および建設工事の工程表
（作業休業日を明記したうえ、全ての作業期間を記載）

イ 次の条件の場合、必要な書類

- ・夜間、日曜日及びその他の休日に作業を実施する場合：道路使用に関する許可等の書類
- ・届出者に代表権がない場合：委任状（写しでも可ですが、原本照合のため、必ず原本一部を持参してください。）
- ・会社が管財人の管理下にある場合：管財人の委任状（写しでも可ですが、原本照合のため、必ず原本一部を持参してください。）

5 提出部数

- ・受付窓口へは、特定建設作業の種類ごとに「**正本1部、写し1部**」の計**2部**を提出してください。写しはその場で返却しますので保管してください。
- ・郵送の場合は「**正本1部と写し1部**」と「宛名を記入し返信用切手を貼った封筒」を同封してください。写しは郵送にて返却しますので保管してください。
◎料金不足の場合は返却します。

6 提出先（郵送先）

提出は、**環境局環境管理部環境管理課各環境保全監視グループ**※へ提出してください。

※環境保全監視グループは裏表紙に記載しています。

◎郵送の場合

届出日は各環境保全監視グループに届いた日になります。

（土、日、祝休日および年末年始の場合は、**受付日は翌開庁日**になり、工事を開始できるのは、受付日から中7日以降になります。）

祝休日及び年末年始等を考慮し、**日数に余裕をもって投函してください。**

7 届出は義務です！

7日前までの届出は義務付けられています。

（騒音規制法第14条）

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の **7日前までに**、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

（大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条）

規制地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の **7日前までに**、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

「届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、3万円以下（騒音規制法）、10万円以下（振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例）の罰金に処する。」ことが規定されています。

8 石綿含有建築材料

石綿含有建築材料が使用されている場合は、早めに相談してください。

（14日前までに、石綿排出等作業にかかる届出が必要となる場合もあります。）

特定建設作業届出一覧表

○…該当 -…該当しない

番号 (法律)	番号 (条例)	種 類	区 分	法		府条例		規制対象作業	規制対象外作業
				騒音	振動	騒音	振動		
騒1 振1	騒1 振1	くい打機、くい抜機、 くい打くい抜機を使用 する作業	くい打機を使用する 作業	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、スチームハンマ、エアーハンマ、パイプロハンマ、パイルエキストラクタ等 <p>* 打撃を伴う場合： プレボーリング工法（アースオーガー+直打工法）、中堀工法（アースオーガー+直打工法）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 場所打ちぐいの工法 もんけん（人力） アースオーガー、アースドリル等大口径掘削機械 圧入式くい打くい抜機を使用する作業 ウォータージェット等
			アースオーガーと併用する作業 *	-	○	-	○		
			圧入式くい打機を使用する作業	○	-	○	-		
			くい抜機を使用する作業	○	○	○	○		
			油圧式くい抜機を使用する作業	○	-	○	-		
		くい打くい抜機を使用する作業	○	○	○	○			
騒2	騒2	びょう打機を使用する作業		○	-	○	-	リベットハンマ（リベッター、リベットガン等）	インパクトレンチ、トルクレンチ
騒3	騒3	さく岩機を使用する作業	（手持ち式ブレーカーを含む）	○	-	○	-	<ul style="list-style-type: none"> 作業地点が連続的に移動しない作業---（注） チップパー、レッグドリル、コールピックハンマ、ストーパ、シンカ、ドリフタ、ハンドハンマ、オーガー等 	<ul style="list-style-type: none"> ニブラ、サイレントクラッシャー <p>◇さく岩機とブレーカーを併用する場合は「ブレーカーを使用する作業」として届け出る</p>
騒3 振4	騒3 振4	ブレーカーを使用する作業	（手持ち式ブレーカーを除く）	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 作業地点が連続的に移動しない作業---（注） クローラーブレーカー、ジャイアントブレーカー、空圧式ブレーカー、油圧式ブレーカー等 	
騒4	騒4	空気圧縮機を使用する作業		○	-	○	-	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る	◇さく岩機の動力源として使用する場合は「さく岩機を使用する作業」として届け出る
騒5	騒5	コンクリートプラント 又はアスファルトプラント を設けて行う作業	コンクリートプラント を設けて行う作業	○	-	○	-	混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る	<ul style="list-style-type: none"> モルタルを製造するために行う作業 ミキサー車、ミキサー
			アスファルトプラント を設けて行う作業	○	-	○	-	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る	

特定建設作業届出一覧表

○…該当 -…該当しない

番号 (法律)	番号 (条例)	種 類	区 分	法		府条例		規制対象作業	規制対象外作業	
				騒音	振動	騒音	振動			
※	騒6 振5	バックホウを使用する作業		○	-	○	○	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る	環境大臣が指定するもの (平成9年10月1日施行)	
	騒7 振5	トラクターショベルを使用する作業		○	-	○	○	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る	環境大臣が指定するもの (平成9年10月1日施行)	
	騒8 振5	ブルドーザーを使用する作業		○	-	○	○	原動機の定格出力が40kW以上のものに限る	環境大臣が指定するもの (平成9年10月1日施行)	
	-	騒9 振5	ショベル系掘削機、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業		-	-	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・前述に規定する作業(※の3種類)以外のブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kwを超えるものに限る) ・バックホウ、クラムシエル等 	
	-	騒10	コンクリートカッターを使用する作業		-	-	○	-	作業地点が連続的に移動しない作業 ---- (注)	
	- 振2	騒11 振2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		-	○	○	○		
	振3	振3	舗装版破砕機を使用する作業		-	○	-	○	作業地点が連続的に移動しない作業 ---- (注) ドロップハンマー車等	
	特定建設作業の除外規定 <ul style="list-style-type: none"> ・当該作業がその作業を開始した日に終了するものは特定建設作業から除外する ・当該作業場所が工業専用地域の一部については特定建設作業から除外する 									<ul style="list-style-type: none"> ・完全に1日で終了する作業をいう ・除外地域については提出先で確認すること

(注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない

備考 1馬力は0.746kwとして計算する

特定建設作業を伴う工事を行うにあたっては、次の基準を守ってください。

- 特定建設作業を伴う建設工事を施工するときは、法律、府条例に定める規制の基準を遵守してください。

(騒音規制法第 15 条、振動規制法第 15 条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 94 条)

項目	区域	騒音	振動
基準値	1号	85デシベル	75デシベル
	2号		
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時	
	2号	午前6時～午後10時	
最大作業時間	1号	10時間/日	
	2号	14時間/日	
最大作業期間	1号	連続6日間	
	2号		
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日	
	2号		

1号区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち2号区域に該当する地域外の地域並びに工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域
2号区域	工業地域及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域のうち1号区域に該当する地域以外の地域
基準値適用	特定建設作業の場所の敷地境界における値

※災害、その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合など、作業時間等の適用除外が設けられています。

詳細は大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第六十三条（別表二十二第一号及び第二号）（https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000393.html#e000014161）を参照下さい。

特定建設作業の際はもとより、それ以外の工事の際にも周辺の生活環境には十分配慮してください。

『建設作業に係る指導方針』（P9～P11）を遵守し、周辺の生活環境を保全するよう努めてください。

提出日を記入のこと

特定建設作業実施届出書

令和〇年〇月〇日

大阪市長様

住所 **大阪市北区中之島1-3-20**
 届出者 (電話番号**〇〇〇〇-〇〇〇〇**)
 氏名 **〇〇株式会社**
代表取締役 大阪太郎
 (法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので、~~騒音規制法第14条第1項(第2項)~~
~~振動規制法第14条第1項(第2項)~~の規定に
 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)
 より、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	株式会社〇〇ビル新築工事に伴う解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建 床面積 2,200m² 延べ床面積 11,000m²			
特定建設作業の種類	ショベル系掘削機械、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に規定する機械の名称、型式、仕様	ブルドーザー	BD-30S	30kW	
	バックホウ	BH-40SS	40kW	
特定建設作業の場所	大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇			作業期間の全日数
特定建設作業の実施の期間	令和〇年〇月〇日から			87日間
	令和〇年〇月〇日まで (休業日 16日)			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	8時	17時	日曜・休日を除く	8時間
騒音又は振動の防止の方法	別表に記載のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇 (株)〇〇 代表取締役〇〇 〇〇 (電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡先	現場責任者 〇〇 〇〇 (電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
届出内容記載担当者の氏名及び連絡先	記載担当者 〇〇 〇〇 (電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	大阪市△△区△△△-△-△ (株)△△△ 代表取締役 △△ △△ (電話番号 △△△△-△△△△)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 △△ △△ (電話番号 △△△△-△△△△)			
※受理番号				
※受理年月日	年 月 日			
※審査結果				
※備考				
添付書類	1 特定建設作業が行われる場所周辺の状況の見取図 2 特定建設作業及び当該建設作業に伴う建設工事の工程表			

備考は裏面に記載

工業専用地域 ←(工業専用地域での工事の場合、赤で点線をかこむこと)

工事現場周辺への対応方法 騒音・振動の防止方法

記載例

該当する事項に○印をして下さい。

		項 目		内 容	
				対応方法	実施年月日(予定)
工事現場における措置	の住民等知へ	①	周知の方法について	①.説明会	R ○. ○. ○ (実施 <u>予定</u>)
				2.各戸説明	R . . (実施・予定)
				③.地元役員等折衝	R ○. ○. ○ (実施・予定)
				4.周知文配布	R . . (実施・予定)
				⑤.掲示板の設置	R ○. ○. ○ (実施・予定)
				6.その他 ()	R . . (実施・予定)
	現場周辺状況等	②	現場周辺状況並びに病院・学校等がある場合の配慮内容等	①.有 約80m以内に (a)病院・入院施設を有する診療所 (b)図書館 (c)学校 (d)保育所・幼保連携型認定こども園 (e)特別養護老人ホーム (f)その他静穏を必要とする施設()	2.無
				病院・学校等との協議日時と配慮内容：	管理者との協議：R○.○.○ (実施 <u>予定</u>) 静寂を必要とする時間帯は、著しい騒音・振動の発生する作業は極力行わず、騒音・振動の発生が少ない作業を行う。定期的に協議を行う。
	公害防止の管理体制	③	公害防止の管理体制について	①.苦情対応責任者 [a 選任 (常駐・非常駐 [代行者選任]) b 自主管理責任者兼務 c 所長兼務]	
		④	騒音・振動の測定について	①.有 (定期的に実施 随時実施 <u>自動測定機設置</u>) 2.無	
	苦情が生じた場合の措置	⑤	苦情発生時の処理体制について	①.現場責任で対応 2.本社責任で対応 3.その他 ()	
		⑥	工事現場での措置について	①.防止対策の強化 [a 防音塀 (b) 防音シート c 防音パネル d 防音カー] 2.作業時間・曜日等の変更 3.工法、建設機械の変更 4.動力源の適正配置 ⑤.陳情者に誠意をもって説明 6.その他 ()	
作業に係る措置		⑦	使用する建設重機について	①.低騒音型・低振動型建設機械(バックホウ) 2.標準型建設機械(さく岩機・ブレイカー・その他)	
	⑧	採用する工法について	①.低公害型工法 ②.標準型工法 3.その他()		
公害防止対策	⑨	公害防止の対策内容と対策範囲について	①.防音塀 [a 現場周囲すべて (b) 民家側すべて c 民家側一部 d 機械周辺] 2.防音シート [a 現場周囲すべて b 民家側すべて c 民家側一部 d 機械周辺] 3.防音パネル [a 現場周囲すべて b 民家側すべて c 民家側一部 d 機械周辺] ④.防音カー [a 現場周囲すべて b 民家側すべて c 民家側一部 (d) 機械周辺] ⑤.動力源の適正配置 ⑥.作業時間の配慮 7 その他 ()		
	⑩	対策を講じない場合、その理由について	1.周辺に民家等なし 2.短期間 3.小規模作業 4.その他 ()		
参 考	石綿(アスベスト)係	⑪	建築物等の解体、改造又は補修作業を行う場合	事前調査の実施日：令和○.○.○実施 事前調査の方法： <u>分析</u> ・設計図書・目視調査 石綿使用の有無： <u>有</u> (天井 <u>壁</u> ・その他 [])・無 石綿の種類：吹付け石綿・断熱材・保温材・耐火被覆材・仕上塗材 (m ²)・ <u>成形板等</u> (スレート等 700 m ²) 調査結果の表示年月日：令和○.○.○実施 <u>予定</u>	
	大気係	⑫	排出ガス対策型建設機械使用の有無	<u>有</u> . 無	
本作業の公害防止自主管理責任者				氏 名	代行者も選任している場合その氏名
				中之島 二郎	

【建設作業に係る指導方針】

総 則

(目 的)

- 1 この指導方針は、「騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）」（以下「法」という。）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年条例第6号）」（以下「府条例」という。）の定める目的の達成並びに建設作業から発生する大気汚染物質の排出を抑制し、本市域内で行われる建設作業に係る公害を未然に防止するための必要な指導事項を定め、もって市民の健康で快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(指導の対象)

- 2 この方針による指導対象は、特定建設作業（法及び府条例に規定する作業）のほか騒音、振動、大気汚染物質等の発生を伴う建設作業とする。
ただし、災害その他非常の事態の発生により、緊急に行う必要が有る場合はこの限りでない。

(建設業者及び発注者の責務)

- 3 建設工事を行うもの（以下「建設業者」という。）は、この方針に定める事項を遵守すること。また、工事発注者は建設業者が行う公害防止対策に協力すること。
- 4 建設業者（元請業者）は、特定建設作業を行う場合、法、府条例に基づく届出を行うとともに、規制基準を遵守すること。また、届出を必要としない建設作業についても周辺の状況に応じて騒音、振動を低減させるための必要な措置等について十分に配慮するとともに法、府条例に基づく規制の基準を遵守するよう努めること。
- 5 建設業者（元請業者）は、建設作業から発生する、窒素酸化物、ばいじん及び粉じんの低減措置に努めること。
- 6 建設業者（元請業者）は、建築物等の解体、改造又は補修作業を行う場合は、府条例に基づきアスベストの有無について調査を行い調査結果の表示を行うこと。また、発注者は、設計図書の提供など建設業者に石綿含有建築材料の使用状況の情報提供に努めること。

公害防止技術に関する事項

(防止対策及び工法、機械など)

- 7 病院、学校、住宅等に近接して建設作業を行う場合は、次の措置を講ずるよう努めること。
(1) 建設作業現場においては、防音塀、防音パネル、防音シート又は防音カバー等を設け、粉じん等が発生する作業については、適切に散水を行うなど飛散防止に努めること。

- (2) 建設作業にあつては、低公害型工法、低騒音型・低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械の活用を努めること。
- (3) 建設機械の使用にあつては、過負荷となるような作業等を行わず、丁寧な操作により騒音・振動の発生抑制を努めること。また、排気ガスの発生抑制のためアイドリングストップを努めること。
- (4) 病院、学校等から概ね80m以内で建設作業を行う場合は、当該施設の管理者と十分協議を行うとともに、建設作業から発生する騒音、振動及び粉じん等のより一層の低減を努めること。
- (5) 建設作業現場への資機材の搬出入、資材の積み下ろしの作業等についても騒音・振動に配慮した作業を行うこと。
- (6) 建設作業現場から発生する土砂、廃棄物等の搬出に際しては、周辺道路の汚損防止を努めること。
- (7) 建設作業現場や資材置き場等の作業管理についても十分配慮し、公害防止を努めること。

自主管理に関する事項

(工事計画段階での自主管理)

8 建設作業の計画段階において、次の事項を実施すること。

(1) 工事計画段階でのチェック及び報告

別表「工事現場周辺への対応方法・騒音・振動の防止方法」の項目をチェックし、周辺の状況等を十分に把握するとともに、低騒音型・低振動型建設機械及び排出ガス対策型建設機械を使用するなど、適切な公害防止対策の検討、公害防止管理体制の確立を行うこと。

なお、特定建設作業にあつては、前段の規定によるチェック結果を「特定建設作業実施届出書」を提出するときに添付し、報告すること。

(2) 周辺住民等に対する事前説明

工事発注者・建設業者は、工事等の開始前のできるだけ早い時期に、工事に係る計画の内容について、誠意をもって周辺住民等に対し、次の事項について十分説明を行い、紛争の未然防止を努めるとともに周辺の生活環境に十分配慮し、良好な関係の維持を努めること。

- ア 工事発注者・建設業者の名称
- イ 工事の目的
- ウ 工事の期間、作業工程、作業時間帯等
- エ 具体的な公害防止対策内容及び工法、機械の選定理由
- オ 現場責任者及び苦情発生時の連絡体制等

(公害防止自主管理責任者の選任及び責務)

9 建設業者は公害防止を適切かつ円滑に実施し、環境の保全を図るため公害防止自主管理責任者を選任すること。

公害防止自主管理責任者は、建設作業に際し、次の業務を行うこと。

(1) 工事期間中の自主管理

建設作業の期間中において、公害防止の徹底を指導監督すること。

(2) 周辺住民等への周知

工事期間中に工法、使用機械、防止対策又は作業時間等を変更した場合は、必要に応じて周辺住民等に周知説明を行い、理解を得るよう努めること。

(3) 苦情発生時における対応

周辺住民等から苦情が発生したときは、誠意をもって、苦情解決に努めること。

(そ の 他)

10 この方針に定めるもののほか、必要な事項については、環境局長の定めるところによる。

附 則 この指導方針は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この指導方針は、平成 7 年 11 月 1 日から実施する。

附 則 この指導方針は、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附 則 この指導方針は、平成 19 年 4 月 2 日から実施する。

附 則 この指導方針は、平成 20 年 8 月 25 日から実施する。

附 則 この指導方針は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

◆騒音の大きさのめやす

120 <small>デシベル</small>	飛行機のエンジンの近く	
110	自動車の警笛 (前方 2 m) リベット打ち	
100	電車が通るときのガードの下	
90	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80	地下鉄の車内	
70	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭	
60	静かな乗用車 普通の会話	
50	静かな事務所	
40	市内の深夜 図書館 静かな住宅地 (昼間)	
30	郊外 (深夜) ささやき声	
20	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音 (前方 1 m)	

デシベルとは

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なります。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、デシベルで表します。尚、騒音規制法に係る測定では周波数補正回路はA特性を用いることとしています。

◆振動の大きさのめやす

100 <small>デシベル</small>		家壁がき裂を生じ、墓石等が倒れる
90		家屋の動揺激しく、すわりの悪い品物が倒れる
80		家屋動揺、電灯、器中の水面が動く
70		一般の人が感じ、戸障子がわずかに動く
60		静止する人にだけ感ずる
50		人体に感じない程度
40		

デシベルとは

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、デシベルで表わします。尚、振動規制法では鉛直方向 (Z 方向) 振動だけを規制対象としています。

＜お問い合わせ及び届出書の提出先＞

届出については、行政区を所管する各環境保全監視グループに提出してください。

所管行政区	提出先（名称及び住所）	地図
北区、都島区、淀川区 東淀川区、旭区	環境局環境管理部環境管理課 北部環境保全監視グループ 〒530-8401 北区扇町 2-1-27 北区役所 2 階 TEL 06-6313-9550	
中央区、天王寺区 浪速区、東成区 生野区、城東区 鶴見区	環境局環境管理部環境管理課 東部環境保全監視グループ 〒541-8518 中央区久太郎町 1-2-27 中央区役所 3 階 TEL 06-6267-9922	
福島区、此花区 西区、港区 大正区、西淀川区	環境局環境管理部環境管理課 西部環境保全監視グループ 〒552-8510 港区市岡 1-15-25 港区役所 4 階 TEL 06-6576-9247	
阿倍野区 東住吉区 平野区	環境局環境管理部環境管理課 南東部環境保全監視グループ 〒545-8550 阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 12 階 TEL 06-6630-3433	
住之江区 住吉区 西成区	環境局環境管理部環境管理課 南西部環境保全監視グループ 〒559-0002 住之江区浜口東 3-5-16 住之江区保健福祉センター分館 TEL 06-4301-7248	

届出書類は、環境局ホームページ（<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/000060639.html>）からダウンロードするか、提出先にも備えています。